会議を通して（議論経過まとめ）

参考資料５

　令和元年11月から開催された条例見直し検討会議においては、条例の運用状況や、関連分野の近年の状況変化も踏まえて、課題について議論し、見直しにおいて検討すべき事項と対応の方向性をまとめた。（参考資料４）

　会議においては、

* バリアフリー法、障害者差別解消法等の動きを踏まえた、理念に関する記述の追記の必要性
* こうしたことを普及するバリアフリーに関する福祉教育の必要性
* 技術者や専門家に対しても、理念の浸透を図り、さらなる普及啓発を進める必要性

といった、理念を明確にするとともに、普及啓発や理解をさらに深める必要性についての意見や、

* 施設の円滑な利用に向けて求められる対応や施設整備の事前協議の工夫
* 効果的なバリアフリー化を進めるための、施設整備の計画や事前協議段階での対応について。とくに、当事者が困らないために、こうした段階での当事者参加等の工夫について。優良事例の紹介について。
* 情報バリアフリー・アクセシビリティの推進や、災害時対応の必要性
* 認知症、発達障害等への対応の必要性について
* 事業者への意識向上施策や市町村への働きかけについて
* バリアフリーという言葉に、条例内容を超えて幅広く要請が広がっている状況から、社会状況と関連分野の動きを踏まえ、条例の範囲や役割の確認・位置づけや、他との連携の必要性について

等の意見が出され、話し合われた。（詳細及びまとめは、参考資料４参照）

　また、その他、今後に向けた課題として、

* バリアフリーの街づくりを通して、その人の状況に関わらず、移動の自由や社会参加を推進することは、誰もがその人らしく暮らすことのできる「共生社会」に向けた取組の一環といえる。但し現在、「共生社会」やその具体的な内容を位置付ける条例や計画はないため、そうした全体を包含する条例等の必要性についての意見もあった。

　（なお、事務局としては、ともに生きる社会かながわ憲章がそれに近いものと考えている。）

* さらに、今後に向けて、アクセシビリティはもちろん、ユーザビリティを意識した検討の必要性も指摘されたところである。

会議で意見の出された事項については、条例見直しの他、規則や運用の改善、各施策の推進においても念頭に置き、バリアフリーの街づくりに向けた検討及び取組みを、引き続き進めていく必要がある。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上